

## 飛騨市発注の建設工事における社会保険等未加入対策について

飛騨市役所総務部財政課

建設業の持続的な発展に必要な若手人材の確保等の観点から、国、岐阜県では建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）未加入対策として、元請業者及び一次下請業者を社会保険加入業者に限定する対策を実施しているところです。飛騨市においても法令等に規定される発注者の責務として平成27年4月1日より下記のとおり実施します。

### 記

1. 市発注工事の入札参加時に、社会保険未加入の元請業者の入札参加を認めません。
2. 一定規模以上の工事（下請契約の請負代金の総額が3千万円以上、建築一式工事4千5百万円以上）において、社会保険等未加入の一次下請業者との下請契約を禁止します。

ただし、特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができないことや、その下請業者でなければ目的を達する事が困難となることが明らかな場合は除く。

3. 上記2に違反した元請業者に対して次の措置を行います。
    - ・指名停止措置
    - ・工事成績評定の減点
  4. 一定規模以上の工事（下請契約の請負代金の総額が3千万円以上、建築一式工事4千5百万円以上）において、監督員は施工体制台帳等で全ての下請業者の社会保険等加入状況を確認し、未加入状況の報告を受けた契約担当課は元請に対して指導を要請するほか、建設業許可権者等の関係機関へ通知し加入指導を求めるものとします。
  5. 建設工事の入札参加資格者登録において、社会保険未加入業者の申請を受け付けません。
- 社会保険未加入業者とは、法令に違反して以下の届出義務を履行していない建設業者（当該届出義務のないものを除く）をいいます。
- ・健康保険法第48条の規定による届出義務
  - ・厚生年金保険法第27条の規定による届出義務
  - ・雇用保険法第7条の規定による届出義務